



# 江戸川区

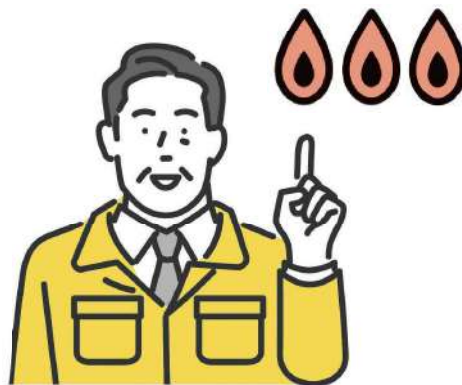
中小企業・個人事業主 対象

# 光熱費 (電気・ガス) 高騰対策 事業支援金

3か月の  
高騰分  
3分の1を  
支援  
(上限50万円まで)

申請受付期間：令和5年2月28日まで (消印有効)

これは助かる！



新型コロナウイルスの影響が続くなか、昨年からの原材料費・光熱費の高騰で中小事業者の経営環境は厳しさを増しています。江戸川区は特に影響の大きい、**電気・ガス料金に対する支援金制度**を設け、区内で事業を営む中小事業者を支援します。

# 支援金交付の要件



## 1 対象事業者の種類

区内で専ら収益事業を営む次の個人・法人

- 個人事業主
- 会社(株式、有限、合同、合資、合名)
- 各士業法人
- NPO法人
- 医療法人
- 協同組合
- 一般社団・財団法人
- 社会福祉法人

## 2 所在地と業歴

- 法人は本店登記地、個人は代表者の住所が区内にあること
- 電気・ガス料金を経費の対象とする事業所が区内にあること
- 事業開始後1年以上経過し、確定申告を行っていること

## 3 事業者の規模

資本金（又は出資額）と従業員数のどちらかが下の表に該当すること

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5000万円以下	50人以下
サービス業（別に定める業種を除く）	5000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
宿泊業・娯楽業	5000万円以下	100人以下
旅館業	5000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

### 以下の事項に該当する事業者は申請ができません

- 特別区民税、法人住民税を完納していない事業者
- 申請時点で、事業活動を行っていない事業者、もしくは破産、会社更生等の法的整理中の事業者
- 性風俗関連特殊営業を営んでいる事業者
- 役員又は従業員等が、現在かつ将来にわたり暴力団等（江戸川区暴力団排除条例第2条に規定する団体、団員及び関係者をいう）に該当する者、並びにこれらと取引又は関係性を有する者

### 福祉・医療施設などを対象とする他の光熱費等の支援制度と重複申請はできません

重複して申請できない制度について、詳しくは、ホームページをご覧ください。

8月～10月に実施した「江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金」受給者は申請可能です。

# 支援金と申請方法



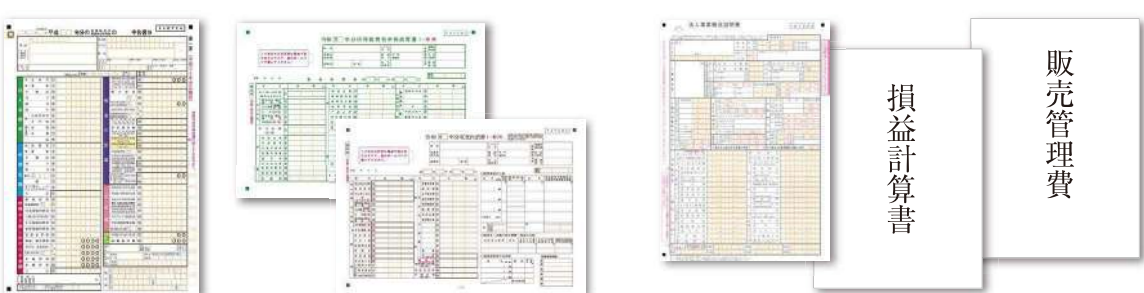
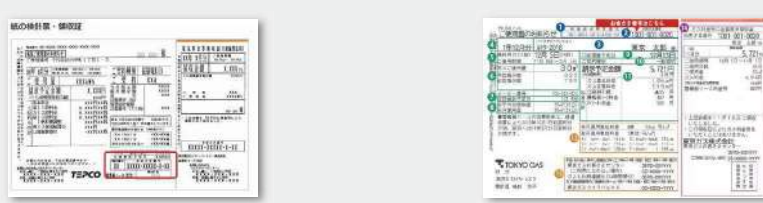
## 1 支援金の対象と算定方法

事業者が事業に要した電気・ガス料金（LPガス含む）のうち、以下の算定方法により高騰分の一部を支援します。

対象期間	令和4年1月以降の申請前月までの最大3か月分（いずれの月も可）
対象事業所	業務を行っている全事業所（海外事業所、賃貸共用部、社員寮などを除く）
高騰分	電気・ガス料金それぞれ令和3年9月を基準に対象月との単価の差分※ に使用量を乗じた額の全事業所分の合計 ※申請者の契約する電気・ガス供給会社の燃料費調整単価、原料費調整単価などの差による
支援金額	高騰分の3分の1 最大50万円 1000円未満切り上げ

## 2 申請方法

①②の申請書に必要な事項を記入し、③～⑤の添付書類を添えて、受付期間内に“江戸川区光熱費高騰対策事業支援金事務センター”へ郵送してください。**申請は、1事業者1回に限ります。**

申請書（区所定の書式）	
①	光熱費高騰対策事業支援金申請書並びに請求書兼口座振替依頼書
②	事業所別の電気・ガス使用量・料金支払実績
添付資料	
③	『確定申告書（控）』直近期の帳票の写し  (個人) 確定申告書B（第一表・第二表）及び 青色申告決算書（両面）又は白色申告収支内訳書 (法人) 法人事業概況報告書及び決算報告書 (損益計算書、販売費及び一般管理費等)
④	電気料金・ガス料金の検針票・領収書の写し 対象期間分 
⑤	振込先口座・口座名義人確認書類 通帳見開き面の写し

## よくある質問



**Q** 何種類かの事業を営んでいます。それぞれの事業ごとに申請できますか。また申請する月は事業ごとに異なってもいいでしょうか？

**A** 事業者（法人）が複数の事業を営んでいる場合でも、支援金の交付は1回限りとなりますので、全部の業種・事業所について同じ3か月分の光熱費をまとめて、申請をお願いします。

**Q** 江戸川区外の工場や事務所の光熱費は対象になりますか？

**A** 江戸川区内に本店（個人事業者は住所）を有する中小事業者であり、区内に支援金の対象事業所があれば、区外の事業所も含めて申請することが可能です。

**Q** どれくらいの金額が給付されるか概算を教えてください

**A** 支援金のホームページで電気・ガスの使用量を入力することでおおよその支援金額が確認できます。（事業所の状況や電気・ガスの供給会社により、実際の支援金額と異なる場合があります。）

**Q** 自宅で個人事業を営んでいますが、支援金の対象となりますか？

**A** 自宅で事業を行っていて、居住用と事業用の光熱費をまとめて払っている場合は、「店舗や事務所など事業用の範囲がはっきりしていること」、「事業に常時、使用されていること」などの条件に該当すれば、料金のうち事業用の区域の面積分を対象とします。「リビングの一部で家事の合間に事務を行う」ような例は対象外とします。

**Q** 申請からどれくらいの期間で支援金が振り込まれますか？

**A** 申請の受付状況にもよりますが、書類不足などの場合を除き、申請から1ヶ月程度での振込みを予定しています。

申請書はえどがわ産業ナビホームページからダウンロード！  
<https://edogawanavi.jp/kounetsu/>



申請受付  
期間

**令和4年12月1日(木)～令和5年2月28日(火)**  
(当日消印有効)

郵送先  
住所

〒171-0014 東京都豊島区池袋2-65-18 池袋WESTビル2F  
江戸川区光熱費高騰対策事業支援金事務センター

相談  
問合せ

江戸川区光熱費高騰対策事業支援金事務センター

**03-6372-6639**

受付時間  
平日 午前9時～午後5時  
(土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

※事務センターは令和4年11月28日から令和5年3月24日まで開設いたします。



江戸川区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

SDGs未来都市 EDOGAWA